

## 令和6年度 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を利用される際の手続きについて （教育・保育給付1号認定子ども）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

このリーフレットでは、新制度の幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用するための「教育・保育給付認定申請」の手続きと、「副食費の徴収免除制度」についてお知らせします。内容を確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

### 1 教育・保育給付認定申請について

新制度の幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用には、ご希望の施設への入園が内定した後、高崎市に「教育・保育給付認定申請」を行い、市から「教育・保育給付認定（1号認定子ども）」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」を受けた方には、市から施設型給付費が支給され、利用する施設の教育や保育に要する費用に充てられます。なお、この給付費は保護者への直接的な給付ではなく、市から各施設に支払う仕組みとなります。

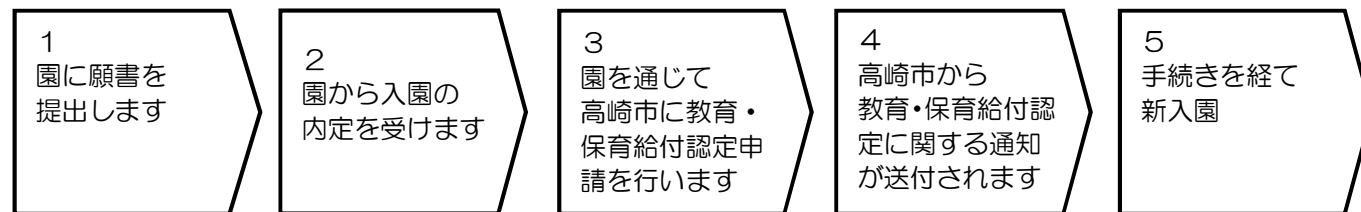
また、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、市から「教育・保育給付認定（1号認定子ども）」を受けたお子さんの保育料は無料です。

1号認定子ども

満3歳以上で幼稚園・認定こども園の教育を希望する就学前の子どもで、新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用する子どものことをいいます。

#### （1）教育・保育給付認定のながれ

支給認定申請から入園までのおおまかな手続きの流れは次のとおりです。



※3が保護者の皆さんにお願いする手続きです

#### （2）教育・保育給付認定申請書等の提出

申請手続きは、入園先の幼稚園や認定こども園を通じて行います。各施設から配布された「子どものための教育・保育給付認定申請書」に所定事項を記入し、必要に応じて添付書類をご用意のうえ、施設の指定する日までに、施設へ提出してください。

申請書の記入方法や添付書類については、このリーフレット及び申請書の各裏面を参照してください。

また、提出の際は記入されたマイナンバーの確認を行います。（詳しくはこのリーフレットの裏面を確認してください。）

#### 【預かり保育の無償化に係る認定について】

教育・保育給付認定に加え、申請により「保育の必要性の認定」を受けたお子さん（施設等利用給付2号・3号認定子ども）は、預かり保育も無償化の対象となります。

詳しくは、別紙『「預かり保育」の無償化に係る手続きについて』をご覧ください。

### 2 副食費の免除制度について

幼稚園や認定こども園において給食が提供されている場合、その材料にかかる費用（給食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子目以降の子どもについては、給食費のうち、副食費が免除になります。なお、免除にあたり、年収360万円未満相当世帯の子どもについては手続不要ですが、第3子目以降の子どもについては手続が必要です。

副食費

主食（お米、麺、パン等）以外の食材料費のことをいいます。

#### （1）年収360万円未満相当世帯〔手続不要〕

年収360万円未満相当世帯であることは、世帯の市町村民税所得割課税額によって判定します。

※該当する世帯へは、市から保護者へ通知します。

〔参考〕1号認定子ども 副食費免除の範囲一覧（太枠内が免除対象）

世帯の階層区分	副食費
生活保護世帯等	免 除
市町村民税非課税の世帯	
市町村民税均等割のみ課税の世帯	
市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯	
市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯	免除対象外

#### ※世帯の階層区分の判定について

- 「所得割の額」とは、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除の適用前の額をいいます。
- 世帯の所得割額は、父母の所得割額の合計額となります。また、父母がともに非課税で、同居所に父母以外の扶養義務者（祖父母等）がいる場合には、最も収入額が多い者の所得割額となります。
- 前年中に国外での収入がある場合、国内・国外合算後の収入額により算出した市町村民税相当額により判定します。
- 世帯のなかに市町村民税額が不明の人（未申告かつ税法上の被扶養者でない人）がいる場合、副食費免除の対象となりません。
- 「生活保護世帯等」とは、生活保護法に規定する保護及び中国残留邦人等支援法に規定する支援給付を受けている世帯をいいます。
- 階層区分の判定は、毎年9月に切替えをします。4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は、当年度分の市町村民税により決定します。

#### （2）第3子目以降の子ども〔手続必要〕

高崎市では、上記「副食費免除の範囲一覧」の世帯階層区分にかかわらず、保護者と生計を一にする子が3人以上いて、そのうち幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する子が第3子目以降である場合は、書類を提出していただくことにより第3子目以降の子どもであることを確認し、副食費を免除します。条件に該当する人は、各施設で配布された書類（「第3子目以降副食費免除に関する届出書」）に所定事項を記入し、教育・保育給付認定申請書と一緒に提出してください。

お問い合わせ先

高崎市役所 福祉部 保育課入所担当 ☎ 027-321-1246（課直通）



## 記入上の注意事項と記入例

### ○支給認定申請書

- \* 太枠内の項目を黒ボールペンでもれなく記入してください。
- \* **令和5年1月1日に高崎市に住民登録がなかった人は、「令和5年1月1日の住所」を記入してください。**
- \* 利用希望期間の開始日は、令和6年4月より入園する人は下図のとおり「令和6年4月1日」を、年度途中で入園する人は実際の入園日を記入してください。  
また、終了日は、記入する時点で中途退園の予定がない限り「 小学校就学前まで」にチェックをしてください。
- \* 園児または世帯員の該当要件により、添付書類の提出が必要となります。(申請書の裏面を必ず確認してください。)

【新規・継続・転園】 子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用)				記入例	
利用が内定している施設名	〇〇こども園		施設整理番号	所記入欄	
現住所	〒370-0829 高崎(市) 高松町〇〇番地〇				
令和5年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上				
フリガナ	タカサキ タロウ	生年月日	連絡先		
氏名	高崎 太郎	△△年 △月 △日	TEL: 027-321-XXXX		
フリガナ	タカサキ ジロウ	R6.4.1 時点の年齢	性別		
氏名	高崎 二郎	3	男		
生年月日	令和△年 △月 △日	当該児童は何人きょうだいの何番目のお子さんですか。	3	人きょうだいの	2
利用希望期間	令和6年4月1日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで		
認定対象児童の同居人	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校・幼稚園・保育所・認定こども園等の名称	マイナンバー
	高崎 二郎	本人			XXXX-XXXX-XXXX
	高崎 太郎	父	昭和△△年 △月 △日	株式会社〇〇	XXXX-XXXX-XXXX
	高崎 花子	母	昭和△△年 △月 △日	パート	XXXX-XXXX-XXXX
	高崎 一郎	兄	平成△△年 △月 △日	〇〇小学校	XXXX-XXXX-XXXX
	高崎 三郎	弟	令和△年 △月 △日	〇〇こども園	XXXX-XXXX-XXXX
	高崎 達郎	祖父	昭和△△年 △月 △日	無職	XXXX-XXXX-XXXX
高崎 はるな	祖母	昭和△△年 △月 △日	無職	XXXX-XXXX-XXXX	
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている( 年 月 日保護開始)				
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ※次の項目にもご記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
父または母が児童と同居していない場合	同居していない者のフリガナ	続柄(父・母)	生年月日	年 月 日	
	マイナンバー	-	住所(所在地)		
	同居していない理由	死別・離婚・離婚調停中・単身赴任・未婚 その他(理由: )			
	上記の理由となった年月日	年 月 日			
	児童扶養手当受給	<input type="checkbox"/> 受給していない <input type="checkbox"/> 受給している( 年 月 日から)			
保護者とは別住所で、保護者と生計を一にする認定対象児童の兄または姉がいる場合、下記に記入してください。					
氏名	児童との続柄	生年月日	住 所	マイナンバー	
		年 月 日		-	
		年 月 日		-	
(宛先) 高崎市長 次のことに同意し、上記のとおり子どものための教育・保育給付に係る認定を申請します。 1 高崎市が、子どものための教育・保育給付認定の審査及び副食費の徴収免除対象者の判定のため、世帯構成に係る住民記録及び課税台帳等を閲覧すること。 2 子どものための教育・保育給付は、保護者に代わり利用施設が受領すること。 3 副食費の徴収免除対象者について、利用施設に通知すること。 4 教育・保育の運営上必要と認められる情報を利用施設に提供すること。 5 翌年度4月からの利用の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、今年度末までに認定すること。					
令和△年 △月 △日		保護者 <u>高崎 太郎</u>			
※ 太枠の中を記入してください。記入漏れ、記入誤りが無いようご注意ください。					
※施設記入欄			※市記入欄		
受付年月日	令和 年 月 日	受付年月日	令和 年 月 日		
施設名・担当者名		認定日	令和 年 月 日		
入所内定の有無	有 ・ 無	認定証番号			
備考		備考			



## 個人番号の記入と番号確認について

教育・保育給付認定申請をする場合には、法令の規定に基づき、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。お手数をおかけしますが、以下のとおり、ご協力をお願いします。

- 個人番号を記入する必要がある人  
保護者（申請者）、幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する子（認定対象児童）、認定対象児童の同居人及び生計を一にする兄・姉、同居していない父・母・兄・姉
- 個人番号を記入する欄  
記入例のとおり、「マイナンバー」の各欄に正しく転記してください。
- 保護者の個人番号の確認  
「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号認定用）」の提出時に、記入された保護者の個人番号がご本人の番号であることを確認しますので、申請書と一緒に保護者の①個人番号カード、②個人番号記載の住民票、または③通知カードのいずれかを施設に持参してください。  
\* 保護者以外の世帯員の番号確認は行いません。持参いただくのは保護者のもののみです。  
\* 施設で行うのは番号確認のみです。申請書やカードをコピーしたり、その他の手続きに利用することはありません。  
\* 令和2年5月25日より通知カードは廃止になりましたが、カードの内容に変更がない場合や正しく変更手続きを行っている場合は、廃止後も個人番号の証明書類として利用できます。
- 提出が省略可能な書類等  
「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号認定用）」に個人番号（マイナンバー）を記入していただくことで、次の書類の提出が不要になります。
  - 令和5年1月1日時点で高崎市に住民登録がない方の市町村民税（住民税）額を証する書類の写し

### 個人番号カード



うら

### 通知カード



\* 記載事項が最新でない通知カードは、個人番号を証明する書類として利用できません。